物　品　売　買　契　約　書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１　甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。
(1)　品　名　普通貨物自動車（ダムパトロールカー）
(2)　規　格　仕様書のとおり
(3)　数　量　１台

第２　契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第１号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。
(1)　契 約 金 額　　金　　　　　円（うち消費税額　　　　　　円）
(2)　契約保証金　　金　　　　　円

第３　物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。
(1)　場　　所　沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
　　　　　　　（岩手県大船渡市猪川町字前田６番地１）
(2)　納入期限　令和５年３月24日（金）

第４　乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して10日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いの上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。
２　乙又は乙の指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。
３　物品の所有権は、第１項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとする。
４　第１項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。

第５　乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第４の定めるところによる。

第６　甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代価を支払うものとする。

第７　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第８　乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第９　甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
２　前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第10　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、

その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１） 乙が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

（２） 乙が、正当な理由なく、第９第１項の履行の追完を行わないとき。

（３） 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき。

（４） その他乙又はその代理人が、この契約に違反したとき。

第11 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１） 契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

（２） 乙が、契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３） 乙が、債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達成することができないとき。

（４） 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５） 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第10の規定による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６） 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 12 第 10 又は第 11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（第 12 第 10 又は第 11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の５に相当する額を甲に納付するものとする。）

第13 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第14　乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第38条第２項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

３　乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第15　乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第16　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和４年　月　日

甲　岩手県
契約担当者
沿岸広域振興局長　八重樫　浩文　印

乙　印